

# 公益社団法人 ロングライフビル推進協会

## 役員退職金規程

### (総則)

第1条 公益社団法人 ロングライフビル推進協会の役員に対する退職金の支払いについては、この規程の定めるところによる。

### (退職金の支給対象)

第2条 退職金は、常勤の理事（以下「常勤理事」という）が退職し、又は解任されたときは、その者に、常勤理事が死亡したときは、その遺族に支払うものとする。

2 非常勤の役員及び常勤の監事については退職金は支給しない。

### (退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1月につき、常勤理事が退職し、解任され、又は、死亡した日におけるその者の報酬年額に100分の1の割合を乗じて得た額とする。但し、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの報酬年額に100分の1の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計とする。

### (在職期間の計算)

第4条 常勤役員の役職在職期間の月数計算については、就任の日から起算して計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

2 6月未満のときは、6月とし、6月をこえ1年未満のときは、1年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 常勤理事が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤理事に任命されたときは、その者の退職金の支払いについては引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤理事に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次ぎの各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、常勤理事の死亡当時事実上婚姻関係と同様であった者を含む。)
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、常勤理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - 三 前号に掲げるもののほか、常勤理事の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前号各号に掲げる者が退職金の支払を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、同各号に掲げる順位による。この場合において、父母にあつては養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職金の支払については同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により、等分して支払うものとする。

(退職金の支払)

第7条 退職金は、法令に基づきその常勤理事の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払うものとする。

- 2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支払事由の発生した日から1月以内に支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規定により算出した退職金の額に、百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げる。

(実施細則)

第9条 退職金の支払い手続きの他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。